

平成23年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う
後期高齢者医療保険料の特別減免に関する規則 要綱

事 項	説 明																																			
1 制定理由	平成23年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震（以下「大震災」という。）により被災した被保険者の保険料の負担軽減と生活の安定を図ることを目的として、国が示す後期高齢者医療災害臨時特例補助金等の算定基準による保険料の特別な減免を実施するため制定するもの。																																			
2 主な内容	第 1 条 趣旨 大震災により被災した者の保険料の負担の軽減と生活の安定を図るため、保険料の減免に関し、必要な事項を定めるもの。 第 2 条 保険料の特別減免 1 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定にかかわらず、保険料の特別な減免基準を次のとおり定める。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>減免対象者</th><th>減免割合</th></tr><tr><td rowspan="2">(1)主たる生計維持者が居住する住宅に損害</td><td>全壊</td><td>同一世帯被保険者</td><td>10 割</td></tr><tr><td>半壊</td><td>〃</td><td>5 割</td></tr><tr><td colspan="2">(2)主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病</td><td>〃</td><td>10 割</td></tr><tr><td colspan="2">(3)主たる生計維持者が行方が不明</td><td>〃</td><td>10 割</td></tr><tr><td colspan="2">(4)主たる生計維持者の収入減</td><td>〃</td><td>2 割～ 10 割</td></tr><tr><td colspan="2">(5)世帯主以外被保険者の行方不明等</td><td>当該被保険者</td><td>10 割</td></tr><tr><td colspan="2">(6)原子力災害による避難、退避者</td><td>〃</td><td>10 割</td></tr><tr><td colspan="2">(7)前各号に準ずるもの</td><td></td><td>前各号に準ずる割合</td></tr></table> 2 平成23年 8 月31日までに減免の申請がされた場合における免除の対象となる保険料の額を次のとおり定める。 (1) 平成22年度分 平成23年 3 月11日から平成24年 3 月末までの納期到来分 (2) 平成23年度分 平成24年 3 月末までの納期到来分	区分		減免対象者	減免割合	(1)主たる生計維持者が居住する住宅に損害	全壊	同一世帯被保険者	10 割	半壊	〃	5 割	(2)主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病		〃	10 割	(3)主たる生計維持者が行方が不明		〃	10 割	(4)主たる生計維持者の収入減		〃	2 割～ 10 割	(5)世帯主以外被保険者の行方不明等		当該被保険者	10 割	(6)原子力災害による避難、退避者		〃	10 割	(7)前各号に準ずるもの			前各号に準ずる割合
区分		減免対象者	減免割合																																	
(1)主たる生計維持者が居住する住宅に損害	全壊	同一世帯被保険者	10 割																																	
	半壊	〃	5 割																																	
(2)主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病		〃	10 割																																	
(3)主たる生計維持者が行方が不明		〃	10 割																																	
(4)主たる生計維持者の収入減		〃	2 割～ 10 割																																	
(5)世帯主以外被保険者の行方不明等		当該被保険者	10 割																																	
(6)原子力災害による避難、退避者		〃	10 割																																	
(7)前各号に準ずるもの			前各号に準ずる割合																																	

	第3条 保険料の減免の申請の特例 (1) 減免申請書の様式を定める。 (2) 平成23年9月1日以降に減免の申請がされた場合の特例を定める。
3 施行期日	公布の日から施行する。